

海南市津波避難計画



令和 6 年度改訂

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的及び適用範囲	1
第2節 計画の修正	1
第3節 用語の意味	1
第2章 避難計画	3
第1節 想定津波浸水及び津波到達予測時間の設定	3
第2節 海南市の津波浸水想定図	3
第3節 避難対象地域の設定	4
第4節 指定緊急避難場所、避難路の指定	5
第5節 避難の方法	11
第6節 避難誘導に従事する者の安全確認	12
第3章 職員の初動体制	13
第1節 職員の連絡・参集	13
第2節 配備基準	13
第4章 津波情報の収集・伝達	15
第1節 津波情報等の収集	15
第2節 津波情報等の伝達	16
第3節 津波情報等の周知	17
第5章 避難指示の発令	18
第1節 避難指示の発令基準	18
第2節 避難指示の伝達	18
第3節 避難指示の発令にあたり考慮すべき事項	18
第4節 避難指示の伝達手段・伝達先	20
第5節 避難指示の解除	20
第6節 避難指示発令前に住民自ら早期避難する意識の涵養	21
第6章 津波防災啓発・教育	22
第7章 津波避難訓練	23
第1節 津波避難訓練	23
第2節 情報伝達訓練	23
第8章 避難行動要支援者等の避難対策	24
第1節 避難行動要支援者の避難対策	24
第2節 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	25
第9章 地域ごとの津波避難計画	26

第1章 総則

第1節 計画の目的及び適用範囲

本計画は、南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合に、地震発生から津波が収束するまでの概ね数時間から数十時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保し、円滑な津波からの避難を行うため、海南市における基本的な対応方針を定めるものとする。

第2節 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、津波避難場所や避難路の指定、地域ごとの津波避難計画の修正、津波防災対策の実施等と整合性を図るため、必要があると認めるときは、適宜これを修正する。

第3節 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 想定津波浸水域

津波が悪条件下を前提に発生したときに、浸水が想定される陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市が想定津波浸水域に基づいて定める範囲をいう。

(3) 津波避難困難地域

津波の到達時間までに、浸水域外の高台や浸水域内の津波避難ビル等の安全な場所に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難する場合の道路で、市が指定する。

(5) 避難経路

避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。

(6) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるため、緊急的に避難する場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たすものとしてあらかじめ市が指定した施設・場所をいう。

津波発生時に安全な区域内（避難対象地域外）にある高台等や、安全な区域外（避難対象地域内）にある津波緊急避難ビル等を指定する。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえずの生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。

※（6）（7）を総称して「避難先」という。

(8) 津波緊急避難ビル

津波避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。指定緊急避難場所のひとつとして避難対象地域内の建物を市が指定する。

(9) 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させるための場所として市が指定した施設をいう。

(10) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者をいう。

(11) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

(12) 高齢者等避難

洪水など避難が必要になると予想されるとき、避難に時間を要する人（高齢の方、障害がある方、妊産婦・乳幼児等）とその支援者が安全な場所に避難することを促す情報をいう。

(13) 避難指示

災害等により、速やかに安全な場所に避難することを促す情報をいう。

第2章 避難計画

第1節 想定津波浸水及び津波到達予測時間の設定

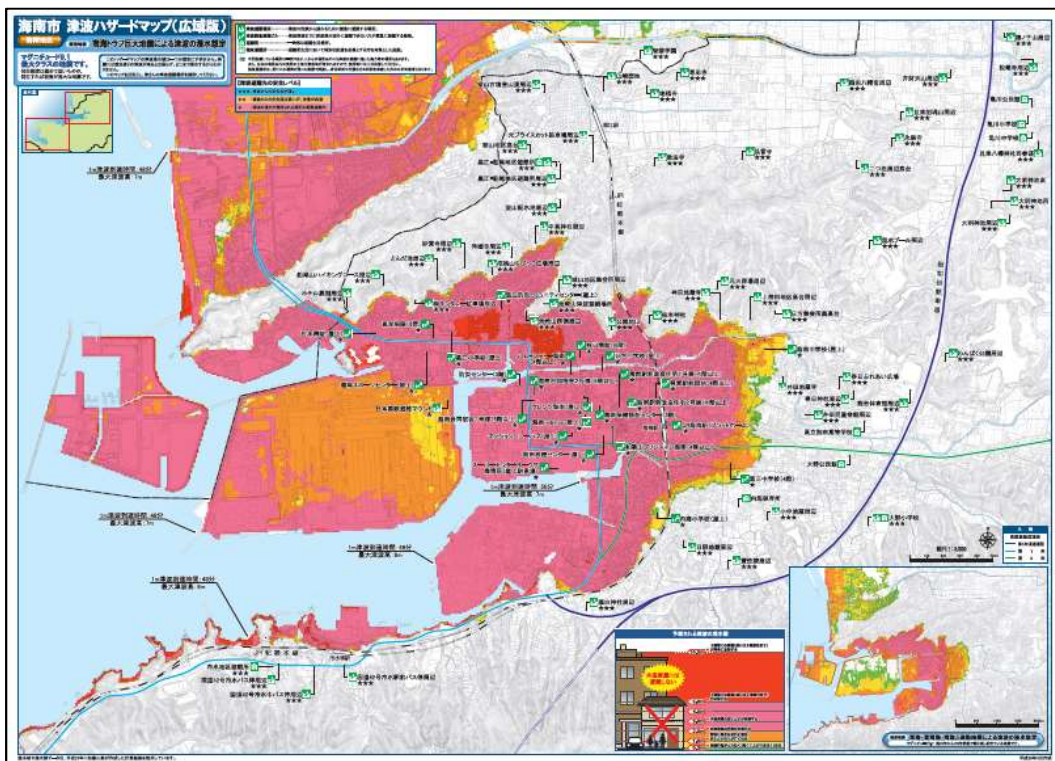
本計画において、基本となる想定津波浸水深及び津波到達予想時間は、平成25年3月に和歌山県が公表した最大クラスの地震（南海トラフ巨大地震）によるものとする。

地区名	南海トラフ巨大地震（M9.1）	
	想定津波浸水深	津波到達予想時間
黒江地区	0.3m～8m	約59～68分
船尾地区	0.3m～8m	約50～66分
日方地区	0.3m～8m	約51～72分
内海地区	0.3m～8m	約50～72分
大野地区	0.3m～2m	約71～73分
下津地区	0.3m～8m	約40～69分
大崎地区	0.3m～8m	約41～74分
塩津地区	0.3m～8m	約46～60分

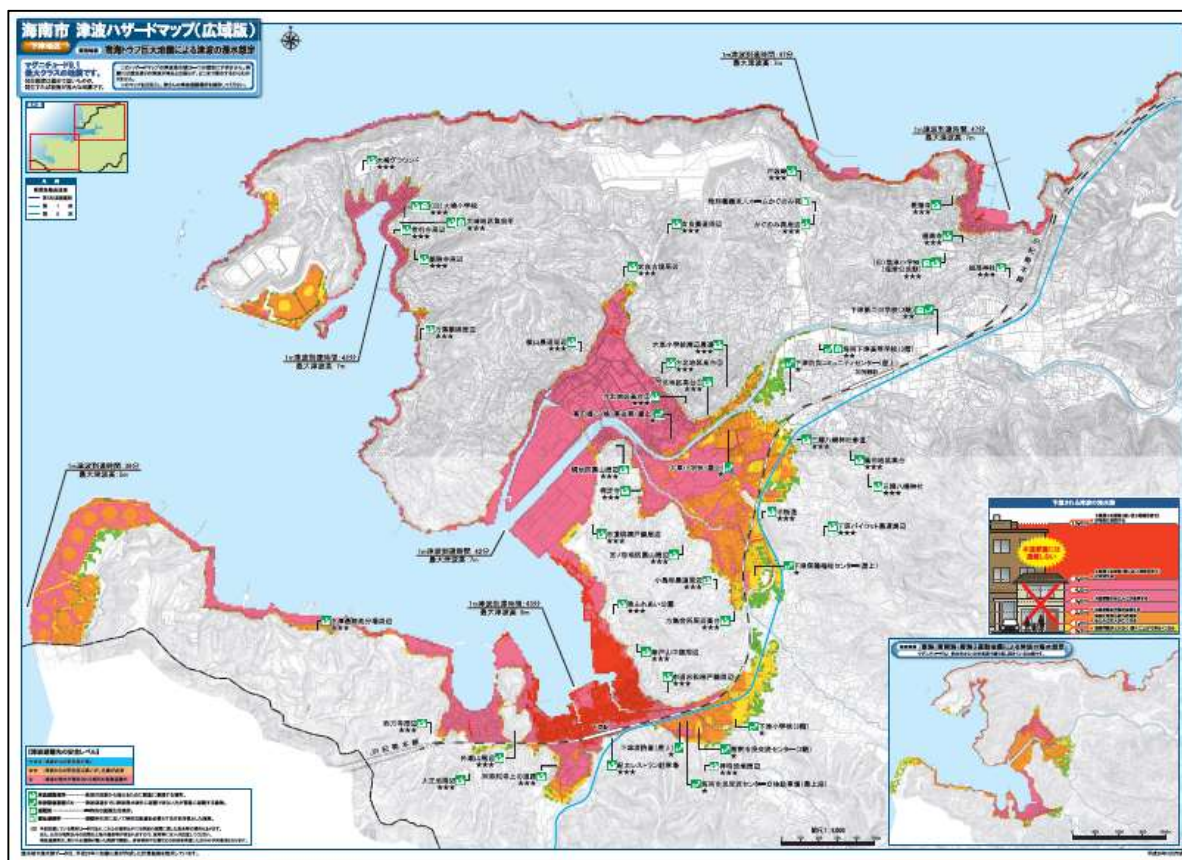
（注）津波到達時間は、1cmの津波が住居地域に到達する時間を記載

第2節 海南市の津波浸水想定図

（1）海南地区



(2) 下津地区



第3節 避難対象地域の設定

(1) 避難対象地域は、以下の点に留意し設定する。

- ① 避難対象地域は、県が公表した津波浸水想定を参考にして設定する。
- ② 避難対象地域は、地域住民の理解を得た上で、自主防災組織や町内会等の単位、あるいは地形的に一体的な区域にしたがって指定する。

ア 避難対象地域

(令和5年12月31日現在)

地区名	南海トラフ巨大地震	
	避難対象地域世帯数（世帯）	避難対象地域人口（人）
黒江地区	242	487
船尾地区	1,328	2,568
日方地区	1,769	3,330
内海地区	1,356	2,743
冷水地区	140	213
大野地区	42	79
下津地区	590	1,166
大崎地区	739	1,619
塩津地区	107	221

第4節 指定緊急避難場所、避難路の指定

(1) 指定緊急避難場所

① 津波発生時に安全な区域内（避難対象地域外）にある場所や施設

下表に記載する安全性や機能性が確保されている場所を、高台等の指定緊急避難場所として指定する。

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域から外れていること。 ・オープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する。(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する。) ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。 ・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに安全な場所に避難できる場所であること。 ・緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること。(原則として1人当たり1㎡以上を確保する) ・夜間照明を備えていること。

ア 高台等の指定緊急避難場所一覧

番号	避難先名称	所在地	緊急避難先レベル
1	室山古墳登山道周辺	黒江 47 付近	☆☆☆
2	室山地区高台	黒江 127 付近	☆☆☆
3	黒江・船尾地区避難所	黒江 222	☆☆☆
4	黒江・船尾地区避難所周辺	黒江 222 周辺	☆☆☆
5	室山配水池周辺	黒江 265	☆☆☆
6	中言神社周辺	黒江 931	☆☆☆
7	浄國寺周辺	黒江 976	☆☆☆
8	池崎山西側周辺	黒江 1237 付近	☆☆☆
9	招魂山ちびっ子広場周辺	船尾 19-3	☆☆☆
10	日本製鉄避難マウンド	船尾 260-100	☆
11	とんだ池周辺	船尾 297 付近	☆☆☆
12	榊キンタロー駐車場周辺	船尾 317-2	☆☆☆
13	船尾山ハイキングコース周辺	船尾 342-7 付近	☆☆☆
14	ホテル裏側周辺	船尾 398-1	☆☆☆
15	妙覚寺周辺	船尾 622	☆☆☆
16	池崎山津波避難場所	日方 138 付近	☆☆☆

番号	避難先名称	所在地	緊急避難先レベル
17	城山地区集会所周辺	日方 149-1	☆☆☆
18	柿本神社	日方 600	☆☆☆
19	元火葬場周辺	日方 788 付近	☆☆☆
20	神田地蔵寺	日方 828 付近	☆☆☆
21	公園地山	日方 1307	☆☆☆
22	上神田地区高台周辺	日方 1397 付近	☆☆☆
23	日方集会所奥高台	日方 1401 付近	☆☆☆
24	日限地蔵周辺	鳥居 284	☆☆☆
25	寶性院周辺	鳥居 420-3	☆☆☆
26	小中地蔵周辺	鳥居 518 付近	☆☆☆
27	藤白神社周辺	藤白 466	☆☆☆
28	国道 42 号冷水駅前バス停周辺	冷水 308 付近	☆☆☆
29	国道 42 号冷水中バス停周辺	冷水 379 付近	☆☆☆
30	国道 42 号冷水バス停周辺	冷水 598 付近	☆☆☆
31	井田地蔵寺	井田 102 付近	☆☆☆
32	春日神社周辺	大野中 340	☆☆☆
33	わんぱく公園周辺	大野中 995-2 付近	☆☆☆
34	春日ふれあい広場	大野中 1056 付近	☆☆☆
35	井田児童会館周辺	大野中 1056-6	☆☆☆
36	総合体育館周辺	大野中 1106	☆☆☆
37	大野小学校	山田 91-1	☆☆☆
38	且来八幡神社東参道	且来 625 付近	☆☆☆
39	且来招魂山周辺	且来 840 付近	☆☆☆
40	永楽寺	且来 866	☆☆☆
41	二つ池周辺高台	且来 922 付近	☆☆☆
42	大明神池周辺	且来 1028 付近	☆☆☆
43	大明神池東	且来 1065 付近	☆☆☆
44	大明神池西	且来 1069-5 付近	☆☆☆
45	松尾寺周辺	且来 1221	☆☆☆
46	且来八幡神社西参道	且来 1316 付近	☆☆☆
47	温水プール周辺	且来 1387-3 付近	☆☆☆
48	弁財天山周辺	且来 1472 付近	☆☆☆
49	元プライスカット駐車場周辺	岡田 611-1	☆☆☆
50	教法寺	岡田 698	☆☆☆
51	弘誓寺	岡田 780	☆☆☆
52	専応寺	岡田 975-1	☆☆☆

番号	避難先名称	所在地	緊急避難先レベル
53	地福寺	岡田 992	☆☆☆
54	岡田八幡宮周辺	岡田 1181	☆☆☆
55	山崎団地	岡田 1233-5 付近	☆☆☆
56	国主神社周辺	多田 714	☆☆☆
57	猪ノ子山周辺	多田 1404	☆☆☆
58	智辯学園	和歌山市冬野 2066 - 1	☆☆☆
59	方集会所周辺高台	下津町上 48-7 付近	☆☆☆
60	上公民館周辺	下津町上 356-40 付近	☆☆☆
61	拝待団地周辺	下津町小原 1495 付近	☆☆☆
62	港ふれあい公園	下津町下津 27-3	☆☆☆
63	楠戸山中腹周辺	下津町下津 119 付近	☆☆☆
64	市道赤松楠戸線周辺	下津町下津 341 付近	☆☆☆
65	紀文レストラン駐車場	下津町下津 705 付近	☆☆☆
66	阿弥陀寺上の道路	下津町下津 1331 付近	☆☆☆
67	外瀬山周辺	下津町下津 1514 付近	☆☆☆
68	大正池周辺	下津町下津 1831 付近	☆☆☆
69	西方寺周辺	下津町下津 2464 付近	☆☆☆
70	下津最終処分場周辺	下津町下津 3103 付近	☆☆☆
71	大東小学校周辺農道	下津町丸田 384 付近	☆☆☆
72	かぐのみ苑周辺	下津町丸田 1111-1 付近	☆☆☆
73	戸坂峠	下津町丸田 1158 付近	☆☆☆
74	黒田地区高台	下津町黒田 186 付近	☆☆☆
75	三郷八幡神社参道	下津町丁 160 付近	☆☆☆
76	三郷八幡神社	下津町丁 238	☆☆☆
77	丁区パイロット農道周辺	下津町丁 500 付近	☆☆☆
78	方北地区高台③	下津町方 731 付近	☆☆☆
79	方北地区高台②	下津町方 793 付近	☆☆☆
80	方北地区高台①	下津町方 840 付近	☆☆☆
81	横山農道周辺	下津町方 1665-4 付近	☆☆☆
82	旧街道	下津町方 867 付近	☆☆☆
83	小島谷農道周辺	下津町方 976 付近	☆☆☆
84	宮ノ谷地区裏山周辺	下津町方 1092 付近	☆☆☆
85	禅定寺	下津町方 1157	☆☆☆
86	市道硯楠戸線周辺	下津町方 1334 付近	☆☆☆
87	硯地区裏山周辺	下津町方 1430 付近	☆☆☆
88	万葉歌碑周辺	下津町大崎 2 付近	☆☆☆

番号	避難先名称	所在地	緊急避難先レベル
89	大崎地区集会所	下津町大崎 378-1	☆☆☆
90	旧大崎小学校	下津町大崎 383	☆☆☆
91	常行寺周辺	下津町大崎 357	☆☆☆
92	願称寺周辺	下津町大崎 398	☆☆☆
93	大崎グラウンド	下津町大崎 884 付近	☆☆☆
94	女良農道周辺	下津町大崎 1336 付近	☆☆☆
95	女良古墳周辺	下津町大崎 1373-2 付近	☆☆☆
96	教徳寺周辺	下津町塩津 82	☆☆☆
97	極楽寺周辺	下津町塩津 881	☆☆☆
98	旧塩津小学校（塩津公民館）	下津町塩津 908	☆☆☆
99	加茂神社	下津町下 567 付近	☆☆☆
100	道の駅海南サクアス（屋外）	下津町小南 51 番地 1	☆☆☆

（注1）自主防災組織等が設定する避難目標地点は地域ごとの津波避難計画に記載。

（注2）緊急避難先レベルについては、21 ページを参照。

② 津波発生時に安全な区域外（避難対象地域内）にある場所や施設

下表に記載する安全性や機能性が確保されている施設を津波避難ビルとして指定する。

また、避難対象地域内に高いビル等が存在しない場合は、津波避難タワーの整備、管理者等と協議を行い安全性が確認された鉄道や道路等の高架部分や歩道橋等の利用、人工的な高台（盛土等）の設置等を検討し、指定緊急避難場所として指定する。

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。津波の想定浸水深相当階の2階上以上（例：想定される浸水深が2mの場合は3階以上、3mの場合は4階以上）又は、基準水位（注）以上（津波浸水想定が設定されている場合）。 ・海岸に直接面していないこと。 ・耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定すること。）。 ・避難路等に面していること。 ・進入口への円滑な誘導が可能であること。 ・外部から避難が可能な階段があること。 ・24時間避難が可能であること。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくこと。 ・夜間照明や情報機器が備わっていること。

（注）基準水位とは、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位をいう。

ア 津波避難ビル一覧

番号	施設名称	収容人数	緊急避難先レベル	避難可能場所
1	黒江防災コミュニティセンター	250	☆	屋上
2	黒江小学校	600	☆	屋上
3	海南スポーツセンター	400	☆	屋上
4	恵友病院	100	☆	6階
5	石本病院	250	☆	屋上
6	谷口病院	67	☆	6階 大会議室
7	海南中学校	400	☆	屋上
8	日方小学校	450	☆	屋上
9	クレンツ海南	400	☆	屋上
10	パル・シャトー海南	170	☆	4階以上
11	海南合同宿舎1号棟	600	☆	5階以上
12	海南合同宿舎2号棟	700	☆	5階以上
13	マンションニューハマ	100	☆	屋上
14	防災センター	250	☆	3階
15	県営駅前団地	350	☆	4階以上
16	海南駅前改良住宅第1号棟	380	☆	4階以上
17	海南駅前改良住宅第2号棟	380	☆	4階以上
18	海南保健福祉センター	300	☆	3階
19	和歌山プリンスイン海南	100	☆	4階以上
20	海南医療センター	650	☆	屋上
21	海南 nobinos	384	☆	屋上
22	スーパーセンターオークワ 海南店	6,000	☆	屋上駐車場
23	JR海南駅	2,100	☆	プラットホーム
24	第三中学校	250	☆	4階
25	内海小学校	550	☆	屋上
26	下津保健福祉センター	200	☆	屋上
27	下津小学校	400	☆	3階
28	海南市民交流センター	500	☆	3階
29	海南市民交流センター立体駐車場	1,100	☆	最上段
30	下津消防署	400	☆	屋上
31	下津防災コミュニティセンター	400	☆	屋上
32	大東小学校	500	☆	屋上
33	下津第二中学校	400	☆☆	3階
34	高田機工(株)高友寮	150	☆	屋上

(注) 緊急避難先レベルについては、21ページを参照。

(2) 避難路

①避難路は、以下の点に留意し指定する。

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮し、十分な幅員があること。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。・海岸、河川沿いの道路は、避難路としない。・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。（海岸方向にある緊急避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていること。・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保がされていること。・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定する。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none">・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報系無線等が設置されていること。・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていること。

②避難路一覧

別図のとおり

第5節 避難の方法

避難方法は徒歩によるものとする。

避難にあたって自動車等を利用することは、以下の理由等により円滑な避難ができないおそれが高い。

- ・家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高い。
- ・多くの避難者が自動車を利用した場合、渋滞や交通事故が発生する可能性が高い。
- ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが高い。

しかし、避難行動要支援者等、迅速な避難が非常に困難である場合や、高台などの指定緊急避難場所まで避難するのに相当な距離があることなど、自動車による避難を検討せざるを得ない場合は、地域で十分協議を行い、自動車による避難のルールを確立する必要がある。

海南市における自動車による避難に関する基本的な考え方

- ① 自動車による避難の対象地域及び対象者を限定する
自動車による避難には限界量があることを認識し、対象となる者及び対象となる地域を限定する。
【対象となる地域】 周辺の高台や津波緊急避難ビルなどの津波避難施設までに避難するのに相当な距離がある地域
【対象となる者】 避難行動要支援者及びその介護者等、自動車を使用しなければ迅速な避難が困難な者
- ② 自動車による避難に使用する道路を限定し、渋滞を発生させず安全に避難できる仕組みを検討する
ア 自動車による避難に使用できる道路は原則幅員8m以上の道路とし、それ以下の幅員の道路は、道路に隣接する建物の状況等を踏まえ指定する。
イ 地震等による崖くずれの危険性のある箇所を回避して経路を設定する。
ウ 交通量が少なく災害時でも渋滞の恐れがない道路や、信号交差点が少なく停電時でも交通がさばける道路を指定する。
- ③ 自動車で安全に避難するために必要な対策を実施する。
自動車による避難における危険性を回避するため、道路に面する建物の耐震化やブロック塀の転倒防止など、自動車を安全に通行させるための対策を実施する。
- ④ 自動車による避難に用いる道路やルールを周知する。
ア 地域ごとの津波避難計画の中で作成する津波避難地図に自動車による避難に使用する津波避難道路であることを記載し、住民に周知する。
イ 津波避難道路であることを周知する標識の設置や、避難訓練等の実施によりルールの共有を進める。
ウ 渋滞に巻き込まれた場合は、ためらわず車を放置して避難する。その場合、緊急車両等の通行の妨げとならないように、道路外に駐車するか、やむを得ず道路に駐車して避難する場合でも、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままにする。

第6節 避難誘導に従事する者の安全確認

住民の避難の誘導に従事する消防職員、消防団員、民生委員・児童委員、自主防災組織構成員及び市職員等は、地域の津波到達時刻と退避必要時間を考慮し、あらかじめ退避開始時刻を定めるなど、自らの命を守る行動を第一に考えることを周知徹底し、安全の確保を図るものとする。

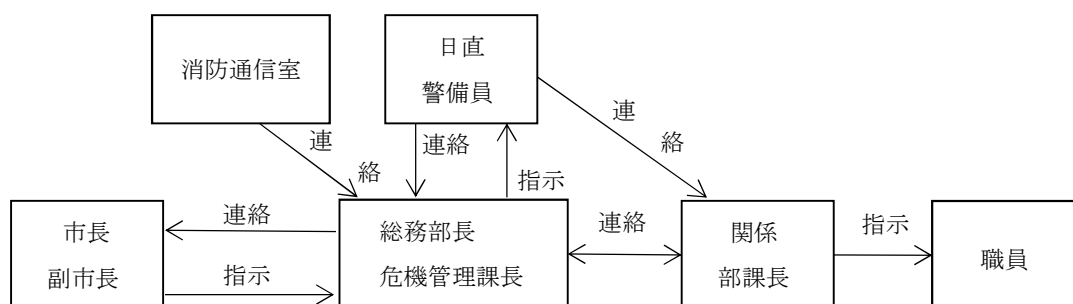
第3章 職員の初動体制

大津波警報、津波警報または津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集基準及び配備体制は下記のとおりである。

第1節 職員の連絡・参集

勤務時間外に大津波警報、津波警報または津波注意報等、あるいは震度4以上の地震が観測されたとき、もしくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合、その情報を認知後、速やかに配備基準に基づき所定の場所に参集する。

その連絡体制は以下のとおりである。



(注) 招集の必要があるときは、携帯電話（職員参集メール等）等を用いる。

第2節 配備基準

職員の配備基準は以下のとおりである。

なお、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員連絡を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

体制の種別	配備基準	担当課室（参集課室）
情報収集 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 市域で震度4の地震を観測したとき 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 	総務課、企画財政課、危機管理課
地震警戒 配備体制 （災害対策 連絡室体制）	<ul style="list-style-type: none"> 市域で震度5弱の地震を観測したとき もしくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき 	総務課、企画財政課、管財情報課、税務課、危機管理課、社会福祉課、子育て推進課、健康課、建設課、管理課、下津行政局、水道部、出納室、教育委員会、消防本部
地震警報 配備体制 （災害対策 本部体制）	<ul style="list-style-type: none"> 市域で震度5強以上の地震を観測したとき 	全職員 ※消防の全職員は消防参集対応のとおり。

体制の種別	配備基準	担当課室（参集課室）
津波警戒 配備体制	・和歌山県に津波注意報が発表されたとき	総務課、企画財政課、管財情報課、危機管理課、建設課、下津行政局、出納室、消防本部
津波警報 配備体制 （災害対策 本部体制）	・和歌山県に津波警報が発表されたとき	全職員 ※消防の全職員は消防参集対応のとおり。
大津波警報 配備体制 （災害対策 本部体制）	・和歌山県に大津波警報が発表されたとき。	全職員 ※消防の全職員は消防参集対応のとおり。

第4章 津波情報の収集・伝達

第1節 津波情報等の収集

(1) 気象庁からの情報収集

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁から、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報が発表される。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報が発表されるため、適切な情報収集を行う。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難すること。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難すること。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れること。

(注) 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることが伝えられる。

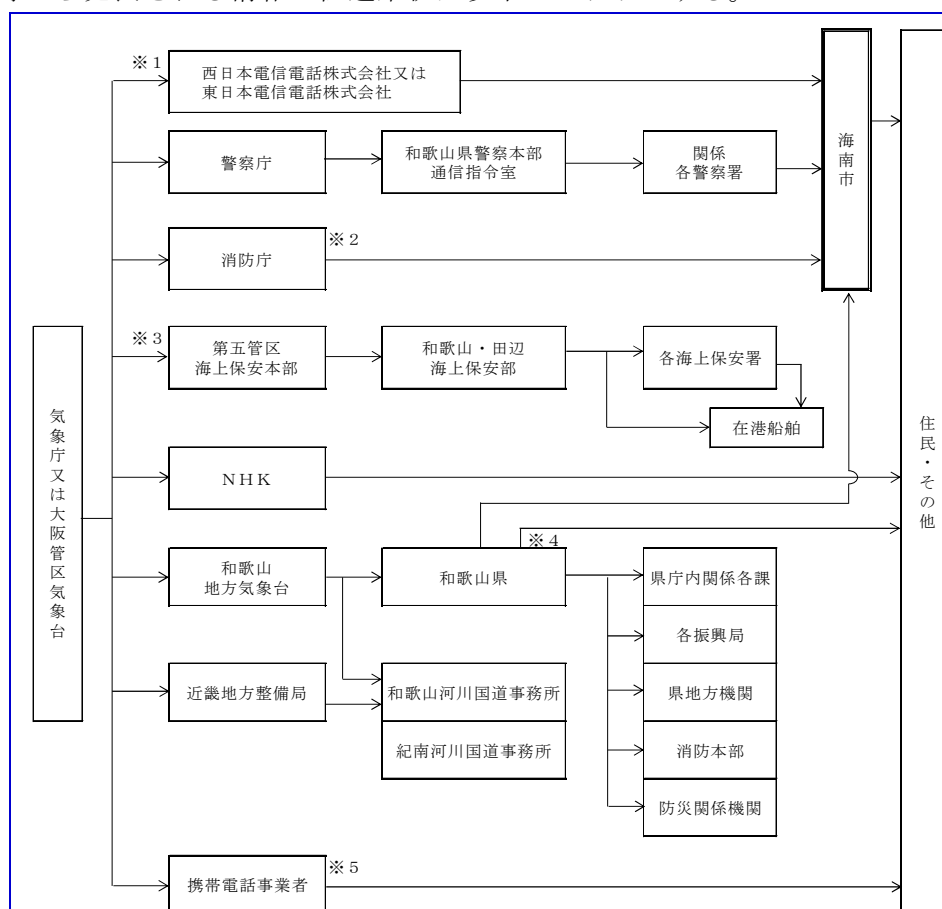
(2) 津波実況等の情報収集

津波の実況等の情報収集は次の方法をもつて行う。

- ① 気象庁が発表する津波観測情報や沖合津波観測情報
- ② 監視用カメラや津波観測機器等から得られる情報
- ③ 海面監視による津波監視（安全な高台等からの目視により行う）
- ④ 和歌山県津波予測システムによる津波の規模や到達予想時間等の津波予測情報

第2節 津波情報等の伝達

気象庁等から発表される情報の伝達系統は以下のとおりとする。



(注)

- 1 ※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
- 2 ※2は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
- 3 ※3は、神戸地方気象台から伝達する。
- 4 ※4は、防災わかやまメール配信サービス等による。
- 5 ※5は、エリアメール、緊急速報メールによる（大津波警報・津波警報のみ）。

第3節 津波情報等の周知

(1) 周知方法

県の機関や警察の機関等から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、市町村内の官公署、学校、団体等に対して、必要な事項を周知してその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- ① Jアラートによる防災行政無線（同報系）自動放送
- ② エリアメール・緊急速報メール配信（和歌山气象台、和歌山県庁）
- ③ 海南市メール配信サービス
- ④ 地デジデータ放送配信
- ⑤ 海南市公式フェイスブックページ、海南市公式LINEアカウント
- ⑥ 和歌山県防災システム配信

(2) 周知徹底

前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

(3) 体制

气象台から、大津波警報、津波警報または津波注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

(4) 状況聴取

県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取する。

(5) 異常現象

災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。

(6) その他

警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関する措置を講じておく。

第5章 避難指示の発令

避難指示の発令基準、伝達方法等については、以下のとおりである。

第1節 避難指示の発令基準

どのような津波であれ、一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

海南市における津波災害時の避難指示の発令基準は、下記のとおりである。

	基準
避難指示	【津波注意報時】 ①海岸堤防等より海側にいる人を対象に避難を指示 ※対象世帯、人数は算出する必要なし。
	【津波警報時】 ①東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定区域 ②強い地震（震度5強以上）または長時間のゆっくりした揺れを感じて避難が必要であると認められるとき
	【大津波警報時】 ①南海トラフ巨大地震による浸水想定区域

第2節 避難指示の伝達

海南市は南海トラフに近く、避難指示の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結するため、大津波警報、津波警報を認知又は受信した直後に、防災行政無線等により、自動的にまたは即座に大津波警報、津波警報が発表された旨を居住者等に知らせ、避難指示を発令する。

また、津波注意報は津波の高さが20cm以上で1m以下の場合に「予想津波高1m」として発表され、津波は海岸堤防等を超えないため、海岸堤防より海側の地域（沿岸の港湾施設、海水浴場等）に警戒が必要となり、基本的には住家への浸水は想定されない（海岸堤防がない地域を除く）。このため、海岸堤防等より海側にいる人を対象として、避難指示を発令する。

第3節 避難指示の発令にあたり考慮すべき事項

住民に対して適切な避難に必要な情報を伝達し、住民の自発的な避難行動を促していることが十分伝わるようにするため、危険があることを繰り返し伝えるとともに、伝達文は、切迫感を与えるなど、迅速な避難が必要であることが理解できるようにする。

津波災害における海南市の伝達文は、以下のとおりである。

(1) 津波注意報

【避難指示】※海岸堤防等より海側にいる人を対象

(*) ≪サイレン 10 秒吹鳴 2 秒休止× 2 回≫ 津波注意報が発表されました。堤防より海側にいる方は避難してください。

(*) を 2 回繰り返し (合計 3 回)

こちらは防災海南市です。

≪下り 4 音チャイム≫

(注) J アラートにより市内全域に自動放送される。(自動放送されない場合は消防または危機管理課により手動放送)

(2) 津波警報

【避難指示】※東海・東南海・南海 3 連動地震による浸水想定区域にいる人を対象

(*) ≪サイレン 5 秒吹鳴 6 秒休止× 2 回≫ 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。

(*) を 2 回繰り返し (合計 3 回)

こちらは防災海南市です。

≪下り 4 音チャイム≫

(注) J アラートにより市内全域に自動放送される。(自動放送されない場合は消防または危機管理課により手動放送)

(3) 大津波警報【東日本大震災クラス】

【避難指示】※南海トラフ巨大地震による浸水想定区域にいる人を対象

(*) ≪サイレン 3 秒吹鳴 2 秒休止× 3 回≫ 大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。

(*) を 2 回繰り返し (合計 3 回)

こちらは防災海南市です。

≪下り 4 音チャイム≫

※【東日本大震災クラス】南海トラフ巨大地震等、マグニチュード 8 以上や予想される津波の高さが日本のいずれかの場所で 10m 超となる東日本大震災クラスの津波が想定される場合

(注) J アラートにより市内全域に自動放送される。(自動放送されない場合は消防または危機管理課により手動放送)。また、その後、繰り返し放送を実施。

(4) 大津波警報【東日本大震災クラス以外】

【避難指示】※南海トラフ巨大地震による浸水想定区域にいる人を対象

(*) ≪サイレン3秒吹鳴2秒休止×3回≫ 大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。

(*) を2回繰り返し (合計3回)

こちらは防災海南市です。

≪下り4音チャイム≫

(注) Jアラートにより市内全域に自動放送される。(自動放送されない場合は消防または危機管理課により手動放送)

第4節 避難指示の伝達手段・伝達先

伝達手段及び伝達先については、以下のとおりである。

伝達方法	内容	伝達先
防災行政無線（同報系）	防災行政無線（同報系）により避難指示を伝達	対象地域の住民全体
広報車	消防本部に対して伝達を依頼 市有車両においても伝達を実施	対象地域の住民全体
ホームページ、フェイスブック、LINE	インターネットを活用した避難の呼びかけ	対象地域の住民を含めた不特定多数
登録制メール	海南市メール配信サービス、防災わかやまメール配信サービスを活用した避難の呼びかけ	対象地域の住民を含めたメール登録者
テレビ	テレビ和歌山地デジデータ放送を活用した避難の呼びかけ	対象地域の住民を含めた不特定多数
エリアメール・緊急速報メール	気象庁、和歌山県より避難の呼びかけ	対象地域の住民を含めた不特定多数

第5節 避難指示の解除

津波情報や現地情報等を総合的に勘案して、危険が消滅し、再度危険が高まらない場合に、避難指示の解除を行う。

	基準
解除	津波注意報、津波警報、大津波警報が解除され、津波による浸水が解消したとき。

第6節 避難指示発令前に住民自ら早期避難する意識の涵養

(1) 周知方法

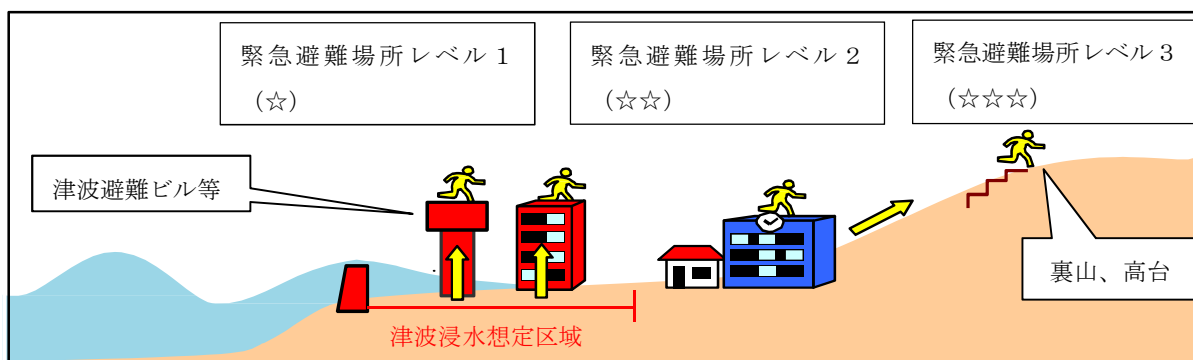
南海トラフ巨大地震が発生した場合、海南市の沿岸部へは、早いところでは39分で津波が到達すると想定されている。このため、以下について住民に周知を行う。

- ①津波警報等の発表、避難指示の発令を待ってから避難を開始した場合、逃げ遅れる可能性があるため、強い地震もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じたときには、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たず、安全な場所に避難することを周知徹底する。
- ②普段から、避難先や避難経路を確認し、定期的に津波避難訓練へ参加するように促す。
- ③津波における避難は、各自が最善を尽くしてより高く、より遠いところに避難するものとし、原則として、緊急避難場所レベル3（☆☆☆）を目指す。緊急避難場所レベル3（☆☆☆）に避難できない場合には、緊急避難場所レベル2（☆☆）に避難し、そこにも避難できない場合には、緊急避難場所レベル1（☆）に避難することを周知徹底する。

なお、緊急避難先は、1ページの「用語の意味」に記載する「指定緊急避難場所」と同様の意味であり、浸水域外の高台や浸水域内の津波避難ビル等も含むものとし、普段からハザードマップやかいなんMAP、県のわかやま防災GIS等で確認が必要である。

(2) 津波の避難先の考え方

区分	避難先の考え方
緊急避難場所レベル3 (☆☆☆)	浸水の危険性がない地域に、より標高が高くより離れた安全な場所を指定
緊急避難場所レベル2 (☆☆)	浸水予想近接地域に、緊急避難場所（レベル3）へ避難する余裕が無いときの緊急避難場所として指定
緊急避難場所レベル1 (☆)	浸水の危険性がある地域に、時間的に緊急避難先（レベル2、3）に避難する余裕が無い場合に対応するために緊急避難場所として指定



第6章 津波防災啓発・教育

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることであり、津波発生時に円滑な避難を実施するためには、日頃から、あらゆる機会を通じて、地域住民や事業所等に対し、津波に関する正確な知識や事前に講じておくべき対策等について、津波防災教育・啓発を行う。その際、自助・共助の取組を推進するため、自主防災組織を通じて行う。

海南市の津波防災教育・啓発の手段及び内容は以下のとおりである。

(1) 海南市津波防災教育・啓発の手段

種類	内容
①マスメディアの活用	テレビ、新聞等
②印刷物	パンフレット、広報紙
③インターネット	ホームページ、フェイスブック、LINE、登録制メール
④掲示物	避難看板、海拔表示板
⑤学習、体験	防災研修会、防災士研修会等
⑥防災講座	防災に関する海南市の取り組みなどを紹介 ※要請があった場合に対応

(2) 海南市津波防災教育・啓発の内容

種類	内容
①過去の津波被害記録	古文書、伝承による過去の津波被害
②津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
③ハザードマップ	津波浸水想定区域、緊急避難先等を表す地図の内容及び読み方
④津波避難計画の内容	津波情報の伝達、指定緊急避難場所、避難路の指定、避難の方法等
⑤日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地（家庭、学校、勤務先等）ごとの緊急避難先の確認、家族の安否確認方法の共有、非常持出品の準備、建物の耐震化、家具の固定、感震ブレーカーの設置、自主防災組織の結成・活動等
⑥大津波警報、津波警報、津波注意報	大津波警報、津波警報または津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

第7章 津波避難訓練

津波からの円滑な避難に資するため、訓練の実施に当たって、自主防災組織や関係機関等と連携するとともに、気候条件の異なる時期に実施することや、夜間に実施するなど、様々な条件を設定し、より実践的な訓練を実施する。

また、自主防災組織等が行う津波避難用資機材の購入や津波避難用マップの作成等について、「わかやま防災力パワーアップ補助金」を活用し、積極的に支援を行う。

第1節 津波避難訓練

自主防災組織等と連携し、住民が主体となった津波避難訓練を少なくとも年1回以上、継続的に実施する。

その際、どの経路を通過してどこに避難するかを協議するとともに、実際の避難先に避難するなど、一人ひとりの避難が可能となるような、より実践的な訓練とする。

第2節 情報伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報系無線の可聴範囲の確認、住民への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

この他、初動体制確立のための訓練や、様々な被害シナリオを想定した図上訓練等を実施する。

第 8 章 避難行動要支援者等の避難対策

第 1 節 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の迅速かつ確実な避難が実施できるよう、避難行動要支援者名簿を活用し、一人ひとりの避難方法を確立する。

(1) 地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ① 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護 1 以上の認定を受けているもの
- ② 身体障害者手帳を所持している者で、障害等級が 1 級から 3 級までのもの
- ③ 療育手帳を所有している者で、障害の程度が A 1 又は A 2 のもの
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持している者で、障害等級が 1 級又は 2 級のもの
- ⑤ 特定医療費（指定難病）受給者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者
- ⑦ その他市長が必要と認める者

また、津波災害時に、情報伝達面や行動面で避難支援が必要になるとと思われる外国人、高齢者、障害者、病人、乳幼児等に対し、迅速かつ的確な対応ができるように、情報伝達体制の整備や避難支援体制の確立等を行う。

(2) 情報伝達

大津波警報、津波警報または津波注意報の発表や避難指示の発令等の情報を的確に伝えるため、防災行政無線や登録制メール、地デジデータ放送等のほか、自治会、自主防災組織、福祉関係団体、地元のボランティア等を通じた情報伝達の支援を行う。

(3) 避難支援体制の確立

避難行動要支援者に対して、以下の対策を進める。

① 避難方法の検討

避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者本人の同意を得て、支援者と情報を共有し、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達や避難誘導の方法など、避難支援に必要なことを具体的に定めた個別避難計画を作成するとともに、定期的に見直しを行う。

② 迅速な避難を助ける施設整備や避難手段の検討

避難路や津波避難施設の整備に当たっては、手すりやスロープ等を設置して、バリアフリー化を行う。また、歩行が困難な方についてリヤカー等を利用した避難を行う必要があるため、自主防災組織の資機材整備等を積極的に支援する。

③ 施設管理者等の避難対策への協力

医療施設や社会福祉施設、学校等が、利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた津波からの避難計画に基づき実施する津波避難訓練に積極的に協力する。

第2節 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

観光客等に対して、以下の対策を進める。

- ① 津波緊急避難ビルの表示、避難誘導看板等の設置
- ② エリアメール・緊急速報メールによる確実な情報伝達
- ③ 津波からの避難計画に基づき実施する津波避難訓練等の支援
- ④ 避難先検索ナビアプリ（現在地付近の避難先を表示し、GPSにより避難先までのルート検索ができるナビアプリ）等の活用の推進

第9章 地域ごとの津波避難計画

各地域で津波からの円滑な避難ができるように、想定津波浸水域及びその周辺地域の全ての自主防災組織や住民等が参加し、下記の内容等が記載された津波避難計画を作成するよう働きかけるとともに、ワークショップの開催に必要な資料や準備品の用意や情報提供など必要な支援を行う。

- ① 避難対象地域
- ② 想定津波浸水深、津波到達予想時間
- ③ 避難目標地点
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難先
- ⑥ 津波避難訓練
- ⑦ 避難の心得と備え
- ⑧ 津波避難計画地図
- ⑨ 今後の課題 等

